

中野東小学校 いじめ防止基本方針

鹿嶋市立中野東小学校長 大内 晃夫
令和7年4月26日

1 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法(H25.9.28施行)に基づき、児童の健全育成を図り、いじめのない学校づくりを推進するために、基本方針を策定し組織を設置して具体的な指導・支援にあたる。

2 基本方針

(1) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第2条より)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

【具体的ないじめの態様】

- ・ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、私物を壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・感染症や放射線等に関しての偏見や差別など嫌なことを言われたりされたりする。 等

(2) いじめの構造と基本的な姿勢

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、全ての児童に関わる問題である。周囲ではやし立て、面白がって見ている「観衆」は、いじめを助長する存在であり、見て見ぬふりをする「傍観者」も加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを助長する可能性がある。いじめがあれば、それを止める仲裁者となれるよう、いじめを決して許さない意識を児童生徒に育くんでいく。また、インターネットを通じて行われるいじめなども発生している。そのため、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

【児童のいじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはいけない。また、児童は、いじめを見たら黙認したり、傍観者になったりしてはいけない。

【教職員の責務】

いじめがなく、全ての児童が、安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係機関、外部機関と連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。基本的には、下記の5つの姿勢で取り組む。

〈いじめ防止のための5つの基本姿勢〉

- | | | | | |
|--|--|------------------------------------|---|------------------------|
| ① いじめを許さない、見過ごさない学校づくりを推進する。
(日頃からの居場所づくり、絆づくり) | ② 児童一人一人に学力をつけ、規律を守り、自己有用感を高める教育活動を推進する。 | ③ 児童理解に努めると共に、保護者との連携を図り、早期発見に努める。 | ④ いじめ解消のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体専門家と協力をして解決にあたる。 | ⑤ 学校と家庭が協力をして事後指導にあたる。 |
|--|--|------------------------------------|---|------------------------|

【保護者】

いじめの禁止、いじめの黙認、いじめへの加担がないよう親子でも話合いの場を設ける。また、いじめを発見したら、その場での指導の他、速やかに学校或いは教育委員会等の関係機関に相談通報する。

(3) いじめの認知にあたって

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条による校内生徒指導委員会(いじめ対策)を活用して行う。
- 好意で行った行為が、意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合でも、法が定義するいじめに該当するため、校内生徒指導委員会で情報共有する。ただし、良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

3 いじめの防止等(防止、早期発見、対処)のための取組

(1) 未然防止のための取組

児童一人一人が認められお互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己有用感を高め自尊感情を育むことができるよう努める。

- ① いじめを許さない、見過ごさない学校づくりを推進する。

ア いじめについての共通理解

イ 児童自らがいじめについて学ぶ機会と指導の場の設定

ウ 「報告・連絡・相談・確認」する職員ネットワークの確立

エ いじめを許さない、見過ごさない環境づくり

オ 毎月、定期的な実態把握と、記録の蓄積と共有

カ いじめ問題の校内組織体制の整備

キ 教育相談体制の整備

ク インターネットを通じておこなわれるいじめ防止のための情報モラル教育

- ② 児童一人一人に学力をつけ、規律を守り、自己有用感を高め自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 分かる授業の推進(すべての児童が参加・活躍できる場の設定、言語活動の充実等)

イ いじめに向かわない態度・能力の育成(道徳教育・人権教育・読書活動・体験活動等)

ウ 児童会活動の充実

エ 居場所づくり・絆づくりによる学級経営の推進

- ③ 家庭との連携

ア 定期的なリーフレットの配付

イ 個別面談の実施

ウ 日常的な教育相談や電話連絡、家庭訪問の実施

エ 経過観察と連携の継続

オ 親子講演会等の実施

カ 相談機関の周知

(2) いじめ防止等(防止、早期発見、対処)のための家庭や地域との連携した取組

- ① いじめにおける学校の指導方針や指導計画の公表
- ② 日常的な電話連絡、家庭訪問の実施
- ③ 家庭へのいじめ対応リーフレットの配付
- ④ 親子講演会の実施(ネット上のいじめ防止啓発等)
- ⑤ 地域の関係機関との連携

(3) いじめの早期発見のための取組

いじめは、どの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通して、児童の観察をすることで、いじめの兆候を見逃さないようにする。

① いじめの早期発見のための様々な手段

ア 休み時間、給食、清掃時等の児童観察とチャンス相談の実施

「児童がいるところには、教師がいる。」

イ 定期的なアンケートや教育相談の実施

ウ 保護者との連携

エ 教育相談の実施と職員内の相談内容の共有

オ 保護者との連絡や職員間の情報共有の強化

カ オンライン相談窓口の周知

② 全職員の対応等

ア 学年主任、担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職等の職務に応じたいじめ防止対策

イ 職員会議や生徒指導委員会での情報交換

ウ 校内研修の実施

エ 関係機関との連携

オ 適応指導教室相談員・スクールカウンセラー等の専門家を活用したチーム支援

カ 情報や指導記録(看護日誌・保健日誌・生徒指導カルテ等)の共有化と報告体制の確立

(4) いじめの解消に向けた取組

いじめの連絡、相談を受けた場合には、速やかに被害者の安全を確保するとともに、校内生徒指導委員会(臨時会)を開き、当該いじめに対して、迅速かつ組織的に対応する。

① 被害者の保護

いじめられている児童を守り通すことを第1とし、被害者の保護者と速やかに連絡を取り、状況説明、家庭での見守りや心のケアを依頼するなどして、協力して対応する。

② 実態把握

被害者、加害者、周辺の児童から個人面談で十分に話を聞くとともに、アンケートを実施し、実態把握を速やかに行う。

③ 加害者への対応

加害者に対しては、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡をとり、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う。

④ 重大事態の調査と報告

重大事態について、「いつ、誰から、どのように、その背景、児童の人間関係の問題、学校・教職員の対応」などの事実関係を詳細かつ速やかに調査し、その結果を市教育委員会を通し、市長へ報告する。

また、対策委員会及び調査委員会が行う調査に対し、積極的に資料を提供するとともに、その調査結果や助言をもとに、主体的に再発防止に取り組む。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童が、インターネット上に不適切な書き込みを行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させるなどの指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。必要に応じて、警察・法務局の協力を求める。

(5) いじめ問題対応時の留意点

以下の平成29年度中に文部科学省から示された指示に基づいた「いじめ問題対応時の留意点」について、十分に留意する。

① いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。

「解消している」状態とは、次の2つの要件を満たしている場合である。

・いじめに係る行為がやんでいること

・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。この状態は、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの)を含む。)が止んでいる状態が相当の期間、少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は校内生徒指導委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じないかどうかを面談等により確認する。校内生徒指導委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容の情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

② 特に配慮が必要な児童生徒

学校は、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒が関わるいじめ

教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、リレーファイル(個別の教育支援計画や個別の指導計画)を活用した情報共有を行い、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。また、繋ぎの部分のフォローアップとしても、リレーファイルを活用することで、小学校から中学校への切れ目ない支援を行う。

イ 海外から帰国した児童や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童に対するいじめ

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ

性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。(性的マイノリティへの理解)

エ 東日本大震災により被災した児童は原子力発電所事故により避難している児童(以下「被災児童」という。)に対するいじめ

被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

オ 上記に限らず転校してきた児童に対するいじめ

転校生の受け入れは、受け入れる側の児童にとっても興味と緊張の双方が混在する。その中で起こり得る転校生へのいじめは、一種の異質性に対する排除、攻撃であり、いじめる側に罪悪感のない場合が多い。学級や学校全体で円滑に受け入れができるよう、教職員は積極的に関わりを持って、転校生に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

カ 感染症の児童若しくは感染症のうわさを流された児童に対するいじめ

感染症に対しては、正しく恐れることが重要であり、客観的な事実と科学的な対処法を周知・徹底する必要がある。科学的でない対処法や根拠のないうわさやデマに振り回されて、当事者の心身に負担をかけるような行為はいじめであることを全児童に周知する。

5 いじめ防止等(防止、早期発見、対処)に取り組むための組織

(1) 校内体制

① 生徒指導委員会

いじめ問題に対するアンケートを基に、毎月1回の定期会議において、いじめ問題の現状や指導について協議する。

<構成> 校長・教頭・教務・生徒指導主事・保健主事・学年主任・特別支援コーディネーター・養護教諭、(適応指導教室相談員・スクールカウンセラー・PTA役員)

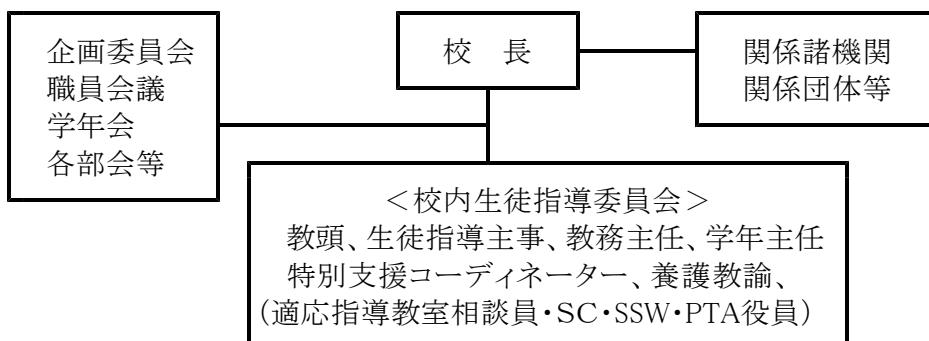
② ケース会議

関係する職員により、具体的な対応や指導について協議し、指導にあたる。必要に応じ、随時実施する。

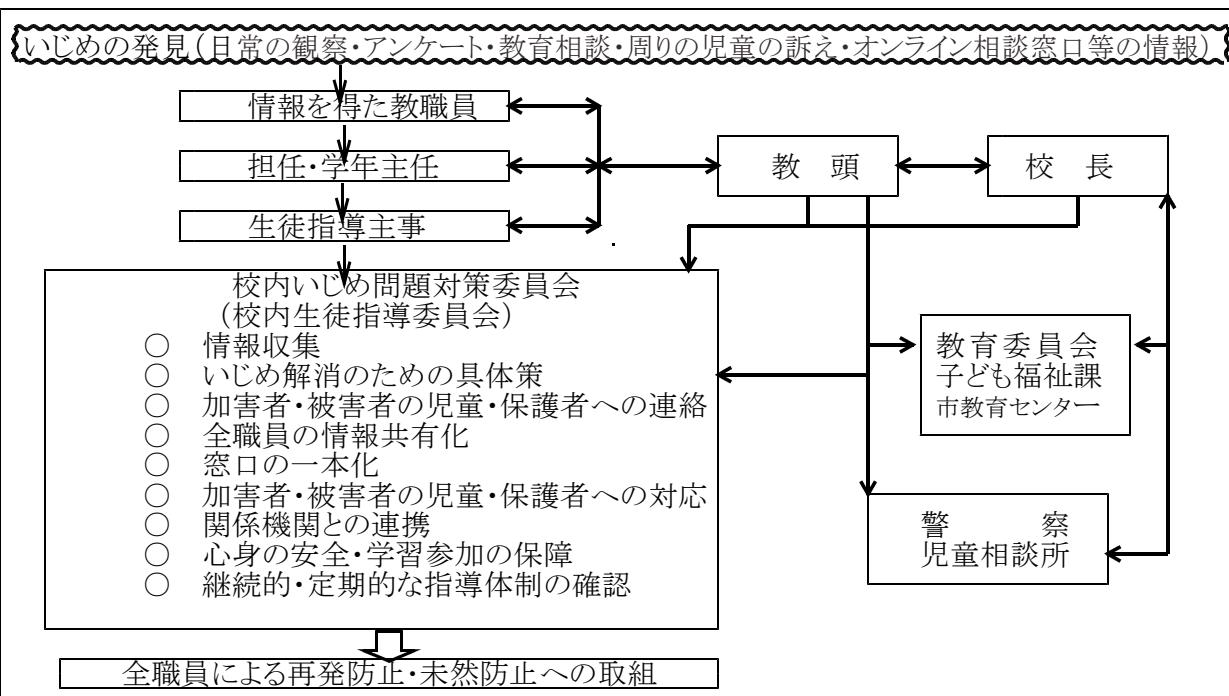
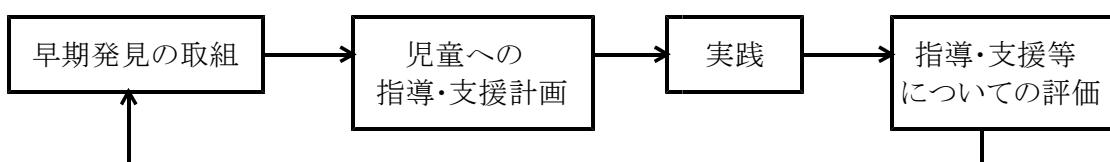
③ 学年会、職員終会における情報交換と共通理解

全職員で児童を見守る意識の高揚と情報の共有を図る。

<校内生徒指導委員会>



<校内いじめ問題対策における基本的な取組の流れ>



(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめ問題が発生した場合で保護者・地域との連携が必要な場合は、学校と保護者を含めた会議を開催する。

6 重大事態への対応

重大事態とは、

- ① いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるられる事態
- ② いじめにより、児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる事態

(1) 発生報告 学校の設置者に重大事態の発生を報告(※学校から市教育委員会等に報告)

①生命、心身、財産等重大事態 →児童が自殺を企図した場合等

②不登校重大事態等 →年間30日を目安とする

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

いじめ防止対策委員会の実施（学校が調査主体となる場合）

(2) 実態把握 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、その他、校長が必要と認めるもの等



調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

事実確認調査、情報収集、情報提供、説明責任

※誰がどのように動くかの決定・確認

情報の収集

情報の一本化

窓口の一本化



(3) 被害者保護

児童の生命又は身体の安全を確保

情報を提供した児童を守るための措置



(4) 加害者対応

事実の確認と指導

いじめを繰り返さない指導と支援



(5) 調査結果報告

(6) 市長への報告 調査結果を学校の設置者に報告

設置者から地方公共団体の長等に報告



(7) 解消と再発防止 調査結果を踏まえた必要な措置

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくことができるための支援や、適切な学習についての支援等を行う。加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的な見守り、再発防止に努める。

学校の設置者が調査主体となる場合

学校は、設置者の指示のもと資料の提出等、調査に協力する。

7 いじめ防止のための取り組みに関する年間計画

	児童	家庭・地域	学校・職員	学校行事
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動「みんなかよく」(全学年) ・「学校生活の約束」の指導 ・大野スタンダードの指導 ・学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに対する学校の指導方針等の周知 ・学校以外の相談窓口の周知・広報(茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 ・いじめ防止基本方針について ・学年間の情報交換 ・指導記録の引き継ぎ ・生徒指導委員会 ・人権研修、特別支援教育研修 ・欠席調査(毎日) ・関係機関との連携(随時) ・いじめチェックリストの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・入学式 ・1年生を迎える会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の居場所づくりや絆づくりの施策の決定 ・行事を通した人間関係づくり ・学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校運営協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 「いじめ早期発見と指導」 ・いじめチェックリストの実施 ・関係機関との連携(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・たてわり班遊び ・遠足(3年) ・宿泊学習(5年)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートと教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストの実施 ・関係機関との連携(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめゼロ集会 ・遠足(4年)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート ・人権教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価結果報告 ・保護者との個別面談による情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストの実施 ・関係機関との連携(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・たてわり班遊び ・夏休み前集会
8月			<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談に係る研修会 ・生徒指導に係る校内研修 ・指導や支援の必要な児童への指導や家庭訪問・電話連絡 ・関係機関との連携(随時) 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート ・学級活動「いじめについて考えよう」(全学年) 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストの実施 ・休業中の児童の情報交換 ・関係機関との連携(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明け集会 ・遠足(1年) ・遠足(2年)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート ・行事(運動会)を通して人間関係づくり 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストの実施 ・関係機関との連携(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期終業式 ・後期始業式 ・修学旅行(6年)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートと教育相談週間 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストの実施 ・校内研修「いじめ問題保護者との連携」 ・関係機関との連携(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・いじめゼロ集会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会の実施 ・学校生活アンケート 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストの実施 ・生徒指導委員会による活動の評価・分析・対策 ・関係機関との連携(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み前集会 ・たてわり班遊び
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート ・児童用いじめ対応リ 		<ul style="list-style-type: none"> ・休業中の児童の情報交換 ・いじめチェックリストの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み明け集会

	一フレットの配付		・関係機関との連携(随時)	
2月	・学校生活アンケート ・学級活動「友達のよいところを見付けよう」	・学校評価アンケート	・いじめチェックリストの実施 ・生徒指導支援委員会による活動の評価・分析・対策 ・関係機関との連携(随時)	・たてわり班遊び
3月	・学校生活アンケート ・今年の反省と新年度への目標設定	・学校評価結果報告	・いじめチェックリストの実施 ・進級学年への引き継ぎ作成 ・小中連携の連絡会 ・関係機関との連携(随時)	・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式